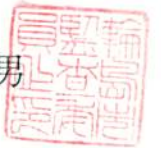


輪島市監査公表第 32 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により執行した監査の結果について、同条第 9 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成 27 年 11 月 12 日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成27年11月4日（水）門前総合支所地域振興課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成27年度の監査資料（平成27年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成26年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○少子高齢化という現状のなかで、集客・地域経済の活性化を目指した様々なイベントを企画・実施して行くには、地元商店街・経済団体・ボランティアの方々の積極的なかかわりが不可欠となって来る。アンケートを実施しながら地元の意見を取り入れ事業の見直し・工夫を行っているが、イベントが中途半端に終わらず成果が出るように、今後も門前地域の活性化のため取り組まれない。

○皆月キャンプ場の利用については、トンネル開通後、多方面からの集客が期待できると思われる。現状の荒廃した施設等の早急な整備が必要と考える。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。